

小・中学校生徒指導ガイドライン

～ 子どもの規範意識の向上をめざして ～

平成22年3月

奈良県教育委員会

はじめに

私は常々、「子どもたちへの教育は『愛』を基盤として行わなければならない。」と述べてきました。ここで言う「愛」とは「大切にする心」です。子どもたちが自分を大切にするとともに、家族、隣人、地域を愛する心をはぐくむことが大切であると考えています。そこで、「愛を基盤として知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子どもを育てる」を県教育委員会のスローガンとし、施策に取り組んでいるところです。

その施策の一つとして、児童生徒の規範意識を高めることが本県の喫緊の課題であることから、平成21年6月に外部有識者等からなる「子どもの規範意識向上推進委員会」を立ち上げました。本委員会では、児童生徒の規範意識の実態を把握するとともに、これまでの取組を検証しつつ、今後の生徒指導の基本的方向について議論を重ね、具体的な取組について審議を行っていただいているところです。

このたび、本委員会で、子どもの規範意識の向上をめざし、小・中・高等学校の生徒指導担当で構成する小委員会を設置し、「小・中学校生徒指導ガイドライン」を作成、報告いただきました。

本ガイドラインは、生徒指導に関する基本的な考え方等と、主な事象に対するマニュアルとで構成されています。生徒指導に関する基本的な考え方等の部分では、開発的・予防的な生徒指導の重要性や生徒指導において配慮すべき事項などが示されています。一方、マニュアル編では、暴力行為等の問題事象にしばって、具体的な対応方法が示されています。

各学校においては、すべての教職員が本ガイドラインを活用し、子どもの規範意識の向上、暴力行為等問題行動の減少に向けた取組を一層進めていただくよう願っています。

最後になりましたが、大阪樟蔭女子大学 森田洋司 学長(日本生徒指導学会会長)、奈良女子大学 西村拓生 准教授をはじめ各委員の方々に心から敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

奈良県教育委員会教育長
富岡 将人

子どもの規範意識の向上をめざして

1 生徒指導の意義 (p 1)

消極的な生徒指導と積極的な生徒指導
今、改めて積極的な生徒指導を
生徒指導は、すべての教育活動に機能する

2 生徒指導をめぐる状況と様々な配慮 (p 1～5)

<p>(1) 奈良県の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は、10.1件、全国ワースト2位・暴力行為中、器物損壊が40%以上・「学校のきまり（規則）を守る」児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国46位	<p>(3) 児童生徒の発達段階への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の発達段階に応じた指導・発達段階には個人差がある
<p>(2) 近年の法改正等</p> <ul style="list-style-type: none">・出席停止制度の効果的な運用・体験学習の充実・14歳からおおむね12歳に・疑いがあれば通告	<p>(4) 個別の配慮が必要な児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none">・「児童生徒の抱える問題・背景への理解」など・抱え込まずに関係機関との連携 <p>(5) 人権への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒指導と人権教育は多くの点で一致・人権を尊重するという観点から毅然とした指導を

3 生徒指導体制の充実と強化 (p 5)

- ・問題行動の未然防止や早期解決のための体制づくり

4 教職員の専門性 (p 5)

- ・教職員個々の力量や経験、個性だけでなく、専門性と協働性の発揮

5 家庭・地域との連携、情報提供 (p 6)

- ・開かれた学校であること
- ・学校・家庭・地域社会が互いに適切な役割分担を果たし、相互に連携を

6 生徒指導の対応に関する基準の明確化(見直し)と周知 (p 6)

- ・学校の主要課題や児童生徒の実情に応じた指導基準を明確に

7 毅然とした指導 (p 7)

- ・最低限度のルールとマナーの遵守
- ・バランスのとれた指導
- ・教職員が一丸となった『ぶれない指導』
- ・段階的指導（プログレッシブディシプリン）

8 児童生徒への懲戒・体罰に関する考え方及び出席停止制度の活用 (p 8～9)

- ・学校における懲戒
- ・体罰に該当しない懲戒
- ・出席停止制度は生徒指導の延長線上
- ・制度の運用にあたって
- ・懲戒と出席停止制度の違い

1 生徒指導の意義

消極的な生徒指導と積極的な生徒指導

生徒指導には、消極的な生徒指導と積極的な生徒指導があると、過去四半世紀言われてきた。消極的な生徒指導とは、問題行動等が起こったとき、その対応や事後指導、相談といった生徒指導のことをいい、治療的・対症療法的な生徒指導とも言われるものである。一方、積極的な生徒指導とは、問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導や相談、児童生徒の成長を促す生徒指導のことをいい、開発的・予防的な生徒指導とも言われるものである。例えば、体験活動、ボランティア活動や児童・生徒会活動などの自主活動、交通安全指導や非行防止教室の実施、教育相談体制の充実などがこれにあたる。

今、改めて積極的な生徒指導を

言うまでもなく、生徒指導は、単なる問題行動等への対応という消極的な生徒指導だけにとどまるものではなく、積極的な生徒指導を推進しなければならない。

しかし、教育現場では、問題対応に追われることが多く、生徒指導と言えば、事後対応、事後処理というイメージがある。だがそれだけでは、いじめや暴力行為等の減少にはつながりにくく、そのような問題行動等が発生しないための開発的・予防的な積極的な生徒指導が今、改めて生徒指導に求められている。

生徒指導はすべての教育活動に機能する

生徒指導とは、問題行動等への指導や校則遵守の指導などに限定されるのではなく、教科指導、保健指導、道徳性の指導など、すべての学校教育活動においてその役割を果たすものである。また、生徒指導の目的は、教職員と児童生徒との「共感的関係」を基盤に、児童生徒に「自己存在感」を与え、「自己決定」の場を与え、児童生徒のやる気を引き出し、自己指導能力の育成を図ることにある。

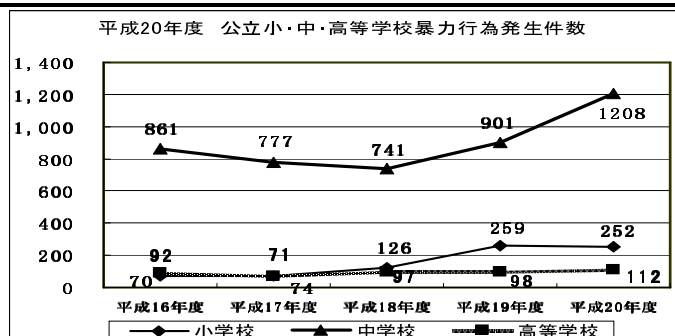
2 生徒指導をめぐる状況と様々な配慮

(1) 奈良県の状況

小・中・高校生1,000人当たりの暴力行為発生件数は、10.1件、全国ワースト2位

文部科学省「平成20年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、奈良県の暴力行為の発生件数は全国の平均を大きく上回っている。

具体的には、平成20年度奈良県の暴力行為発生件数は1,572件で、1,000人あたりの発生件数は10.1件



文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

となり、全国平均の4.2件を大きく上回った。

校種別では、小学校で252件（前年比7件減）、中学校で1,208件（前年比307件増）、高等学校で112件（前年比14件増）であった。

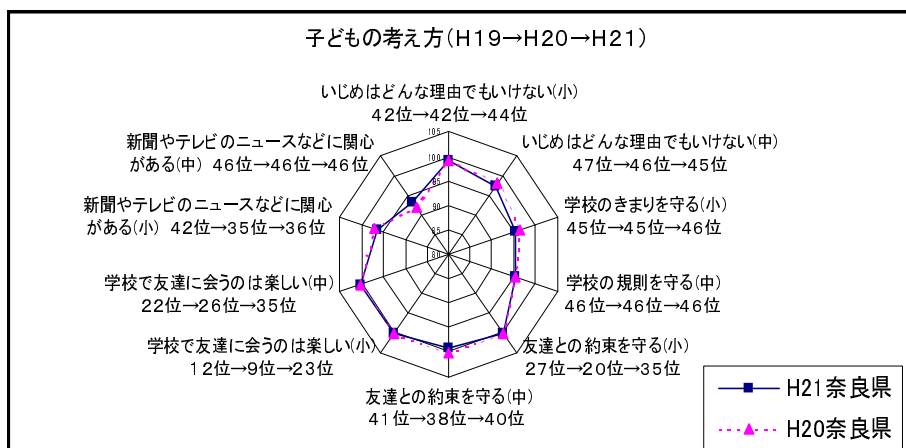
暴力行為中、器物損壊が40%以上

平成20年度奈良県の公立小・中・高等学校における暴力行為発生件数1,572件の内、態様別では、対教師暴力166件（前年比36件増）、生徒間暴力696件（前年比82件増）、器物損壊675件（前年比193件増）、対人暴力35件（前年比3件増）であった。

中でも、中学校の生徒間暴力は488件（前年比103件増）、器物損壊563件（前年比165件増）と前年と比較して大きく増加している。また、小学校での暴力行為は、平成17年度までは、70件前後であったものが、3倍以上に増加している。

「学校のきまり（規則）を守る」児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国46位

「全国学力・学習状況調査」においても、規範意識を問う質問に肯定的に答えた児童生徒の割合は、全国と比較すると下位である。



全国学力・学習状況調査より

(2) 近年の法改正等

① 平成13年7月「学校教育法」の一部改正

出席停止制度の効果的な運用

- 児童生徒の出席停止

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

体験学習の充実

- 完全学校週5日制の実施とも連動して、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実が明記された。

② 平成19年6月「少年法」等の一部改正

14歳からおおむね12歳に

【改正の要点】

- 1 触法少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）の事件について、警察官による調査権限が明確化された。触法少年の場合は、法律上の根拠が明確でないまま警察官による任意の調査が行われていたが、非行事実の確認に支障が生じることがあるという理由等から改正に至ったものである。
- 2 14歳未満の少年でも、家庭裁判所が特に必要と認める場合に限り、おおむね12歳以上であれば、少年院に送致できることとなった。
- 3 保護観察中の少年が遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更正が見込めない場合、家庭裁判所の決定で少年を児童自立支援施設や少年院へ送致することが可能になった。
- 4 殺人など一定の重大事件について、少年鑑別所に身柄を拘束されている少年に対して、国選付添人（弁護士）を付けることが可能になった。

児童生徒の問題行動の内容、年齢によっては家庭裁判所における審判や、成人と同様の地方裁判所による刑事裁判の対象となる場合がある。少年法は、刑法、刑事訴訟法の特別法として、罪を犯した14歳以上20歳未満の者を犯罪少年、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者を触法少年、一定の事由があつて将来犯罪又は触法行為を行うおそれのある20歳未満の者をぐ犯少年と規定し、刑法上の犯罪でない行為についても、要保護性の観点から一定の処分等を可能とする法律であり、少年に対する福祉的配慮をも加味した法律と解されている。そして、同法によれば、14歳以上の場合には原則として家庭裁判所に送致され、審判の結果保護処分となった場合には、少年院送致、保護観察処分、児童自立支援施設・児童養護施設送致がなされることがある。また、14歳未満の児童生徒に対しては児童相談所に通告されるが、ケースによっては家庭裁判所送致とされる。なお、今回の少年法等の一部改正により、少年院送致の年齢の下限が14歳であったものが「おおむね12歳」に引き下げられた。

③ 児童虐待防止

疑いがあれば通告

- ・ 平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
学校及び教職員等に対して早期発見努力義務及び早期通告義務などが課されることとなった。
- ・ 平成16年10月「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為や児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等も児童虐待に含まれるという児童虐待

の定義の見直し、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とする児童虐待に係る通告義務の拡大などの改正が行われた。

(平成20年12月「教職員のための児童虐待対応の手引き」奈良県教育委員会編 参照)

(3) 児童生徒の発達段階への配慮

生徒指導においては、場面に応じて、全体に対する発達段階を踏まえた生徒指導と、個々の児童生徒に応じた生徒指導の二面性があることに注意する必要がある。

児童生徒の発達段階に応じた指導

児童生徒の発達段階を超えた指導や低すぎる指導では十分な教育成果は望めず、発達段階を踏まえた指導が必要である。

発達段階には個人差がある

個々の児童生徒の発達段階には個人差があり、同年齢の児童生徒であっても差がある。他の児童生徒より劣って見えていても、それは、発達の過程である能力の発現が遅れているだけの場合もあり、他の児童生徒に合わせるような指導を行うと、自信を喪失させたり、ストレスを与えたりすることになる場合もある。生徒指導においては、教育相談を通じて、個々の児童生徒の発達段階に合わせた指導が必要となる。

(4) 個別の配慮が必要な児童生徒

「児童生徒の抱える問題・背景への理解」など

児童生徒の中には、個別の事情を抱え、何らかの理由により集団になじみにくい児童生徒、又はなじみたくてもなじめないような特別な背景を抱えた児童生徒がおり、特別な配慮が必要である。特に、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の障害がある児童生徒、犯罪被害を受けた児童生徒、児童虐待を受けた児童生徒などが考えられる。

抱え込まずに関係機関等との連携

これらの児童生徒に対しては、教育上の指導だけで課題が解決するとは限らず、福祉・医療・警察等の関係機関との連携が必要となる場合がある。教職員は、通常の指導が効果を示さない児童生徒がいる場合には、そうした状況を抱え込まず、早期に校内関係者で共通理解し、アセスメント（見極め）及び対策を検討する必要がある。重要なことは、これらの児童生徒を早く発見し、校内で対応を検討するとともに、関係機関等と連携することである。

(5) 人権への配慮

生徒指導と人権教育は多くの点で一致

生徒指導において人権尊重の視点に立った指導は重要であり、学級活動での集団指導やその他の個別指導での人権を尊重した生徒指導は、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する人権教育として位置づけることができ、生徒指導と人権教育は、実際の指導場面においては多くの点で一致する。

このように、人権感覚を育成することを通じて、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止に努めることが重要である。また、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、人権侵害行為が存在することや人権相互間の調整を必要とする問題である可能性を念頭におき、人権教育を基盤として指導を行うことが大切である。

人権を尊重するという観点から毅然とした指導を

いじめや暴力をはじめ他の児童生徒や教職員を傷つけるような事象が起きた時には、他の人の人権を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行うように努めることが大切である。

3 生徒指導体制の充実と強化

問題行動等の未然防止や早期解決のための体制づくり

問題行動等の未然防止や早期解決に向けて、各学校においては、生徒指導体制を充実・強化させた取組が重要である。

生徒指導体制とは、校内分掌の組織、学級担任や学年集団の連携、学校全体の協力体制、組織内のリーダーシップやマネジメントの状況、教職員の役割分担とモラル（意欲や道義心）、保護者やPTAとの関係性、さらには関係機関等との連携など、学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能を表す。また、生徒指導部（係）に属する教職員や学級担任の果たす役割は重要だが、それを支える学校全体の教職員の一一致協力した取組も不可欠である。

生徒指導体制の充実・強化というのは、児童生徒の健全育成と問題行動の予防と解決に向け、学校全体で一致協力して取り組むことが基本である。

4 教職員の専門性

教職員個々の力量や経験、個性だけでなく、専門性と協働性の発揮

これまで、生徒指導は、ややもすると教職員個々の力量や経験、個性に依存してきた面もあった。しかし、現在の生徒指導では、そうした指導・援助では対応しきれない面が多くなっている。例えば、児童生徒の問題行動等に対しては、多面的な児童生徒理解にもとづくアセスメント（見極め）の実施、サポートチームによる問

題解決のための個別の指導計画の作成などが重要である。また、関係機関に関する知識や理解も要求される。機能的かつ機動的な生徒指導体制を構築する上で、教育の専門家としての知識とスキルの習得やそれらの活用が重要である。そうした観点から、教職員の専門性と協働性の発揮が一層求められている。

加えて、児童生徒の多様な問題に対応できる強固な生徒指導体制をつくるには、教職員の生徒指導に関する不断の研修が大切である。

5 家庭・地域との連携、情報提供

開かれた学校であること

まず、学校は自らをできるだけ開かれたものとし、児童生徒の保護者だけでなく地域の人々に、学校の教育目標や教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要がある。

また、学校が教育活動を展開するにあたっては、地域の人々を講師として採用したり、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらったりするなど、地域の教育力を生かすとともに、家庭や地域社会の支援を積極的に受けるべきである。

学校・家庭・地域社会が互いに適切な役割分担を果たし、相互に連携を

学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担をすすめる中で、学校が本来の役割をより有効に果たすとともに、教育のバランスをよくしていくことは極めて大切なことであり、こうした観点から、学校が今行っている教育活動についても見直しを行い、改めるべき点は改めることが大切である。たとえば、日常生活における『しつけ』や学校外での巡回補導活動など、本来は家庭や地域社会が担うべきであり、むしろ家庭や地域社会で担った方がよりよい効果が得られるものを学校が担っているのが現状である。このようなことについては、家庭や地域社会での条件整備の状況も勘案しつつ、家庭や地域社会が積極的に役割を担ってくれることを促していくことが必要である。

6 生徒指導の対応に関する基準の明確化(見直し)と周知

学校の主要課題や児童生徒の実情に応じた指導基準を明確に

学校においては、管理職を中心として、「どのような児童生徒を育てるのか」という教育目標に基づいて、学校の主要課題や児童生徒の実情に応じた指導基準を明確にし、すべての教職員の合意形成を図る必要がある。基準を統一することで、教職員間の指導に差が生じることがなくなり、児童生徒や保護者から学校の指導に対する不公平感を除去することができる。

また、明確な指導方針、目的そして基準や校則等を、積極的に外部に公開するとともに、入学後の早い段階で、児童生徒及び保護者等に周知をしていくことが必要である。学校が規律確立のためのシステムを持っていることを外部にも示すことで

学校に対する信頼を得ることができ、また、児童生徒、保護者には安心感を与えることにもつながるからである。

7 毅然とした指導

最低限度のルールとマナーの遵守

児童生徒が学校内の集団生活における決められたルールの目的を理解したうえで行動できるように、十分なガイダンスを行うことが必要である。また、児童生徒の「安全で規律ある学習環境の確保」という点から、「他人に迷惑をかける行為」「授業中の態度」「時間厳守」等、児童生徒としての最低限のルールとマナーを遵守させるため、毅然とした態度で粘り強い指導をすることが必要である。

バランスのとれた指導

基準に従って指導をすることは当然であるが、なぜ問題行動を起こしたのか、児童生徒の内面の問題に向き合い、理解しようとする姿勢が失われてはいけない。言い換えると、児童生徒に対しては、「見守り」や「受容」の姿勢をもちつつ、間違っていることは間違っていると指摘し、そのバランスを重視しながら粘り強く指導することが大切である。そうすることが児童生徒が自ら規範を守る理由を理解し、規範を内面化していくことにつながる。

教職員が一丸となった『ぶれない指導』

児童生徒の些細な問題行動についても、教職員が曖昧な態度をとることなく「あたりまえにやるべきこと」を「あたりまえのこと」として、教職員が一丸となって『ぶれない指導』を実施していくことが大切である。

段階的指導(プログレッシブディシプリン)

段階的指導とは、大きな問題行動に発展させないために、小さな問題行動から、曖昧にすることなく注意をするなど、段階的に指導する方式である。

この指導方式は、アメリカで広く実践されているゼロトレランス(直訳すれば「寛容ゼロ」と深く関わっており、学校規律の違反行為に対するペナルティーの適用を基準化し、これを厳格に適用することで学校規律の維持を図ろうとする考え方である。

その根底にある「指導基準の明確化とその公正な運用」という理念そのものは、学校規律という身近で基本的な規範の維持を指導・浸透させる過程で、児童生徒の規範意識を育成するという観点から、参考とすべき点が少なくない。

8 児童生徒への懲戒・体罰に関する考え方及び出席停止制度の活用

(1) 懲戒・体罰に関する考え方

学校における懲戒

学校における懲戒としては、注意、叱責、居残り、起立、宿題、清掃、文書指導、別室指導、訓告などがある。ただし、これらの懲戒を行うにあたっては、当該児童生徒の発達段階、健康状態、場所や時間的な環境などの諸条件を勘案の上、肉体的な苦痛の有無を判定し、体罰にならないよう留意しなければならない。

体罰に該当しない懲戒

① 体罰について

- ・ 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のよう
な行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たら
ない。
 - 放課後等に教室に残留させる。(用便のためにも室外へ出ることを許さない、
又は食事時間を過ぎても長く留め置くなど肉体的苦痛を与えるものは体罰)
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 児童生徒からの教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防衛のために
やむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行わ
れたものではなく、これより身体への侵害又は肉体的苦痛を児童生徒に与えた場
合であっても体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止した
り、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様
に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑
事上又は民事上の責めを免れうる。

② 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- ・ 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒
を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、
義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- ・ 授業中、児童生徒を教室内に入れず、又は教室から退去させることは、その
児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段
として差し支えない。
- ・ 児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げる
ような場合には、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に
退去させることは懲戒にあたらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- ・ 携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育
活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを

預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(2) 出席停止制度

反社会的な問題行動を繰り返しおこす児童生徒が在籍する場合、「他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する」という観点から、また児童生徒の規範意識の向上等を目指す「毅然とした粘り強い指導」を徹底するためにも、出席停止制度を適切に運用することも必要となる。

出席停止制度は生徒指導の延長線上

日頃の生徒指導と出席停止制度とは、相反するものではない。むしろ、出席停止制度は、生徒指導の延長として、指導では統制しきれなくなった場合に行われ、生徒指導上の有効な手段の一つであることを、学校は認識する必要がある。

出席停止制度を運用することは、被害児童生徒や一般の児童生徒に対しては「学校や先生方は、問題行動等に対して毅然とした態度をとってくれるし、自分たちのことを守ってくれる」という信頼感をもたせることになる。また、加害児童生徒に対しては、「ダメなことはダメ、良くないことはしてはいけない」ということを教え、自らの行動やその責任のとり方について見直させる契機を与えるものである。

制度の運用にあたって

出席停止制度は、就学義務に関わる措置であることから、市町村教育委員会が行うものであるが、その際、事実関係を十分に把握するとともに、保護者等からの意見も聴取し、公平かつ公正に実施する必要がある。また、学校は出席停止期間中の当該児童生徒への教育上の指導を行わなければならない。

懲戒と出席停止制度の違い

- ・ 出席停止制度の趣旨は、当該児童生徒の懲戒にあるのではなく、他の児童生徒の学習権の保障にあること。
- ・ 出席停止制度の対象は児童生徒本人ではなく、その保護者に対してその児童生徒の就学を停止するために行われるものであること。
- ・ 出席停止制度の命令権者が、校長又は教職員ではなく、市町村教育委員会であること。
- ・ 出席停止制度の対象となる学校が公立の小・中学校に限られていること。

参考資料

「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書 - 規範意識の醸成を目指して -
規範意識をはぐくむ生徒指導体制 - 小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ -

国立教育政策研究所生徒指導研究センター

マニュアル編

マニュアル編では、生徒指導にとって最も大切な初期対応のポイント、対応の手順及び再発防止に向けた取組を示しています。
本マニュアルにある基本的な対応について理解を深めるとともに、各学校の実状に応じた対応方法を工夫してください。

□ 知っておきたい生徒指導の初期対応ポイント

もしも何かが起こったら・・・！



まずは、初期対応

早期発見・早期対応 チームで対応 安全確認・安全確保

そして、報告・連絡・相談

管理職と教職員が情報共有・共通理解 必要に応じて関係機関と連携

続いて、正確な事実確認

収集した情報を正確に確認 児童生徒や保護者の思いをしっかりと受容

事実に基づき迅速に学校の対応方針を決定

情報の分析と具体的な対応策を決定 役割分担しチームで対応

□ 知っておきたい 保護者や地域住民からの 要望対応ポイント

もしも学校への要望があったなら



まずは、しっかり話を聞く

相手が要望する主訴をしっかりと理解 時間をかけて全て聴取

要望を迷惑と思わない

真摯な態度で対応 相手の思いをしっかりと受容

即答はしない

確認できている事実のみを回答 個人的な考えで回答は厳禁

学校の指導方針や把握した事実
できることできないこと は、明確に回答

お礼を忘れずに

学校や児童のために意見をいただいたことに感謝

情報の整理と記録

主訴の内容をしっかりと記録

相手の氏名や連絡先（メールアドレス）をしっかりと記録

報告・共通理解・連携

管理職と教職員が情報共有・共通理解 必要に応じてPTAや関係機関と連携

事実確認・適切な指導

当該教職員や児童生徒に事実確認 非がある場合は、しっかり指導

教職員には管理職が、児童生徒には担当教職員が、確認と指導

迅速に誠意を持って回答

確認した事実について誠意をもって回答
当該教職員や児童生徒に非がある場合は、しっかり謝罪
要望の内容が誤っている場合や不当な場合は、毅然とした態度で対応

対応時の注意点

横柄な態度や言葉で対応しない。

相手が話し終わるまで反論せずしっかり聞く。

問題解決までは、常に教職員間で情報の共有化を図る。

必要に応じて、対応する教職員や対応窓口を一本化する。

学校だけでは解決できず、専門的なアドバイスが必要な場合や緊急に対応しなければならない場合（生命や安全に関わる等）は、関係機関^(※)と連携する。

関係機関^(※)については、次の冊子に詳しく紹介されている。

「学校問題解決ネットワーク」平成20年3月 国立大学法人 奈良教育大学

1 生徒間暴力・対人暴力

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事(担当者)へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力の制止

複数の教職員で対応

- ・ 児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。
- ・ 周りの児童生徒を遠ざける。
- ・ 「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、児童生徒のななめの位置)
- ・ 必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・ 落ち着いたならば、当該児童生徒達をそれぞれ別の場所に移動させる。

負傷者への対応

安全確認

- ・ 周りにいた児童生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・ 負傷者がいた場合は、救助と安全確保をする。
- ・ 養護教諭による応急処置をする。
- ・ 管理職や生徒指導主事(担当者)及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・ 管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・ 情報の一元化
- ・ 教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・ 警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・ 関係学校への連絡(他の学校の児童生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。

事実確認

事実関係の確認

- ・ 一人ずつ別室で行う。
- ・ 事件の状況、原因(背景にいじめによるものがないか等)、動機、関係した児童生徒等を聴取する。(いじめが考えられる場合は、平成21年3月「事例から学ぶいじめ対応集」奈良県教育委員会編を参照)

留意事項

- ・ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・ 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・ 他の学校の児童生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・ 複数の教職員で行う。
- ・ 児童生徒の思いをしっかりと受け止める。

被害児童生徒

- ・ 安全は必ず守ることを伝える。

加害児童生徒

- ・ 逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。

周囲の児童生徒

- ・ 周囲にいた児童生徒全てを対象に一人ずつ聴取する。

対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・ 情報を集約
- ・ 被害児童生徒や保護者への対応、支援
- ・ 加害児童生徒や保護者への指導、支援
- ・ 他の児童生徒への指導
- ・ 出席停止を検討

緊急職員会議

- ・ 事実の周知と共通理解
- ・ 指導方法決定
- ・ 指導や支援の役割分担
- ・ 出席停止を検討



児童生徒・保護者への対応

被害児童生徒

家庭訪問

- ・家庭訪問を実施し、病院等への見舞いや共感的理解に基づく指導と援助をする。(仕返しの無意味さ、人間関係の回復)

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

被害児童生徒の保護者

概要説明

- ・児童生徒が保護者に話す前に電話による概要説明をする。(事実のみを正確に)

家庭訪問

- ・複数の教職員で家庭訪問を実施し、指導方針を具体的に説明する。
- ・要望や意見を聞き、警察への被害届の提出についての意思確認を行う。
- ・被害児童生徒に対する学校での今後の支援について説明する。

加害児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・いじめや暴力行為は「命にかかわる重大なこと」であることを気付かせ、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

加害児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

再発防止に向けた取組

- 寛容の名のもとに曖昧な指導をしない。(ゼロトレランス)
- 指導基準の明確化
- 指導基準の児童生徒と保護者への事前周知
- 毅然とした粘り強い指導
- 二次的な暴力行為を防止するため、交友関係や人間関係等にも十分配慮する。
- 規範意識を育む指導の充実を図る。
- 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践に努める。
- 一人一人の児童生徒とのふれあいや悩み相談の時間を確保する。
- 児童生徒の動向を把握する。
- 児童生徒の集まる場所や出入りする場所等の把握
- 近隣の学校間で、情報交換と行動連携
- 教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。
- 日常的に保護者との連携の強化をする。
- 所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。
- 連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)
- 校区内の公共機関や交通機関及び店舗等を定期的に訪問し、協力を要請する。
- 警察や子ども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

2 対教師暴力(対教師暴言)

初期対応のポイント

- ① 複数の教職員で対応する。
- ② 負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事(担当者)へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

対応の手順

暴力(暴言)の制止 複数の教職員で対応

- ・児童生徒の興奮状態の鎮静化を図る。(教職員一人で対応を余儀なくされる場合、まず興奮状態の鎮静化を図る。)
- ・周りの児童生徒を遠ざける。
- ・「やめなさい」等の単純で明確な指示をする。(立ち位置は手の届かない範囲で、児童生徒のななめの位置)
- ・必要ならば、身体を取り押さえるなどして、自己や他者を守るための正当防衛として行為を行う。
- ・落ち着いたならば、加害児童生徒を別の場所に移動させる。

負傷者(被害教諭)への対応

安全確認

- ・周りにいた児童生徒や教職員も含めて負傷者がいないか確認する。

安全確保

- ・負傷者がいた場合は、救助と安全確認をする。
- ・養護教諭による応急処置をする。
- ・管理職や生徒指導主事(担当者)及び養護教諭等で負傷の程度を判断し、場合によっては、救急車を要請する。
- ・場合によっては、診断書をとる。
- ・心のケアにも配慮する。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・情報の一元化
- ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。



事実確認

事実関係の確認

- ・加害児童生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因、動機、関係した児童生徒等を聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・複数の教職員で行う。
- ・児童生徒の思いを(日ごろからの思いも)しっかりと受けとめる。

被害教職員

- ・管理職が行い、暴力(暴言)内容について、記録にまとめる。
- ・日ごろの児童生徒の様子や人間関係等を聞き取り、記録としてまとめる。
- ・被害届の提出をためらわない。

加害児童生徒

- ・逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。

周囲の児童生徒

- ・周囲にいた児童生徒全てを対象に一人ずつ聴取する。

対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・被害教職員への対応、支援
- ・加害児童生徒や保護者への指導、支援
- ・他の児童生徒への指導
- ・被害届提出を検討
- ・出席停止を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・被害届提出の有無を決定
- ・出席停止を検討

児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・被害教職員への謝罪について話し合う。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・暴力(暴言)行為は絶対許されない行為であるという毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

加害児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・暖かい態度で接し、加害児童生徒への非難は避ける。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・被害教職員への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・管理職も含む複数の教職員で対応する。
- ・これまでの指導等に原因や動機が認められる場合、その部分についてはきちんと反省の意を伝える。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

その他

他の児童生徒への指導

- ・全校あるいは学年集会の実施や学級での指導を行い、いかなる暴力(暴言)も許されない行為であるという毅然とした姿勢を児童生徒に示す。
- ・学校(教職員)側に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。

再発防止に向けた取組

- 体験的な活動を通じた人間関係づくりを实践する。
- 規範意識を育む指導の充実を図る。
- いかなる暴力(暴言)も許さないという毅然とした学校の姿勢を示す。
- 教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会を実施する。
- 日常的な保護者との連携を強化する。
- 児童生徒の動向を把握する。
- 連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)
- 警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

3 器物損壊

初期対応のポイント

- ① 器物損壊により、怪我をした児童生徒がいないか確認をする。
- ② 発見した現状を保存するとともに、写真等を用いて記録に残す。
- ③ 管理職と生徒指導主事(担当者)が現場を確認する。
- ④ 児童生徒の学習活動に支障のない状況にする。

対応の手順

発見直後

現場の確認と保存

- ・場合によっては、立ち入り禁止の措置や写真等を用いて記録に残す。
- ・人を誹謗中傷する内容の落書きについては、児童生徒の目に触れないようにする。

その他

- ・場合によっては応急修理を行う。
- ・他に損壊箇所がないか、校内の点検を行う。



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、発生現場の様子を正確に)
- ・情報の一元化
- ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・警察への通報(学校だけで対応することが困難な場合)
- ・関係学校への連絡(他の学校の児童生徒も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・児童生徒への伝え方を協議
- ・指導方法を協議

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・児童生徒への伝え方を決定
- ・指導方法を決定



緊急職員会議後

情報の呼びかけ

- ・全校あるいは学年集会の実施や学級での指導をする。(器物損壊の事実と問題点を示し、情報提供を呼びかける。)
- ・集団で行われている場合があり、アンケートや個人面談等によって関連情報の提供を呼びかける。

心の教育

- ・落書きの内容によっては、人の心を傷つけ、命をも奪いかねないことであることを指導する。
- ・倫理観に基づいた行動の大切さについて指導する。

その他

- ・損壊箇所の修繕については、必要に応じて業者に依頼する。
- ・全保護者への周知や臨時PTA役員会を開催し、対応を協議する。(損壊の程度が甚だしい時)



加害児童生徒が明らかになった場合

事実関係の確認

- ・加害児童生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因、動機、関係した児童生徒等を聴取する。
- ・自己申告により明らかになった場合には、自ら申し出たことを評価する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・複数の教職員で行う。
- ・逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。
- ・児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。
- ・聴取内容に矛盾がないように慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の児童生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・加害児童生徒と保護者への指導、支援
- ・他の児童生徒への対応
- ・指導方法を協議
- ・出席停止を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・出席停止を検討



児童生徒・保護者への対応

加害児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について指導する。
- ・修繕について話し合い、損壊(落書き)箇所の修理(落書き消し等)について児童生徒にも分担できることがあれば協力させる。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・器物損壊は暴力行為であり、絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

加害児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害児童生徒への非難は避け、事実のみを明確に伝える。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。
(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・修繕費についての理解を得る。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。

加害児童生徒が明らかにならなかった場合

全体指導

- ・公共物の大切さについて、なるべく早い時期に全校あるいは学年集会の実施や学級での指導を行う。
- ・人を誹謗中傷する内容の落書きについては、「命にかかわる重大なこと」であること、許されない行為であることを気付かせるように指導する。
- ・器物損壊は暴力行為であり、絶対に許されない行為であるという毅然とした態度を示す。
- ・全校をあげて再発防止に取り組む姿勢を示す。

損壊(落書き)箇所の修理(落書き消し等)

- ・児童生徒にも分担できることがあれば協力させ、場合によってはPTA役員にも協力依頼を行う。

再発防止に向けた取組

- 公共物を大切にすることを心の教育を展開する。
- 清掃活動を徹底させ、校内美化に努める。
- 教室内の環境整備に努める。
- 自分や周りの人を大切にするといい、人権教育の視点に立った指導を充実させる。
- 校内の巡視体制を確立する。
- 規範意識を育む指導の充実を図る。
- 所轄警察署と協働した非行防止教室を開催する。
- 教職員の指導力向上のための研修会、事例検討会を実施する。
- 日常的に保護者との連携を強化する。
- 連絡体制を構築する。(普段から顔の見える関係を構築する。)
- 警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

4 万引き(自転車・単車の盗難)

初期対応のポイント

- ① 発生現場または警察へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ② 児童生徒や保護者から申し出(相談)があった場合、その気持ちを大切にしながら正確な事実確認を行う。
- ③ 万引き(自転車・単車の盗難)は犯罪行為であるという毅然とした態度で対応する。

対応の手順

発生直後

発生現場または警察へ

- ・複数の教職員で急行する。
- ・事実を確認する。(迷惑をかけたことをまず謝罪し、店や警察及び本人から確認)

その他

- ・保護者へ連絡する。(場合によっては発生現場等への迎えを依頼)



連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事(担当者)への報告(5W1H、事実のみを正確に)
- ・情報を一元化
- ・教育委員会への報告(問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて)
- ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生も関わっている場合)
- ※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。



事実確認

事実関係の確認

- ・原則として問題事象が発生したその日に行う。(特に加害児童生徒が複数いる場合)
- ・加害児童生徒が複数いる場合には、一人ずつ別室で行う。
- ・事件の状況、原因(背景に、いじめや他の児童生徒による強要がないか等)、動機、関係した児童生徒等を聴取する。

留意事項

- ・聴取の際は、不測の事態も想定されるので、児童生徒を一人きりにしない。
- ・聴取内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする。
- ・他の学校の児童生徒も関わっている場合、特に緊密に連携し、事実関係を明らかにするとともに、指導方針についても協議していく。
- ・複数の教職員で行う。
- ・逐一指導するのではなく、事実をつかむために聴取する。
- ・児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。



対応方針の決定

関係者による緊急対策会議

- ・情報の集約
- ・当該児童生徒と保護者への指導、支援
- ・指導方法を協議
- ・出席停止を検討

緊急職員会議

- ・事実の周知と共通理解
- ・指導方法を決定
- ・指導と支援の役割分担
- ・出席停止を検討



児童生徒・保護者への対応

当該児童生徒

再発防止

- ・再発防止に向けた指導と支援について説明する。
- ・弁償について話し合う。
- ・自分自身が責任を取らなければならないことを認識させる。
- ・問題行動の背景にあるものを取り去る。

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーによる心のケアをする。

留意事項

- ・学級担任を中心として学年主任や生徒指導主事(担当者)等複数でかかわる。
- ・万引き(自転車・単車の盗難)は犯罪行為であるということを十分に理解させ、毅然とした態度で指導をする。
- ・振り返りの機会を設定し、自己の行動の問題点について反省させる。
- ・児童生徒の気持ちを受容する。

当該児童生徒の保護者

概要説明

- ・家庭訪問や保護者来校を依頼し、直接説明する。
- ・加害者が複数の場合は、公平に接する。
- ・面談予定時間を示し、厳守する。

指導方針の説明等

- ・学校の指導と支援の在り方について管理職から説明を行い、今後の対応策を協議する。
(保護者の心情に共感しながら共に考える。)
- ・店舗または被害者への対応(謝罪等)について指導する。

留意事項

- ・複数の教職員で対応する。
- ・事前に役割分担や対応の内容を協議しておく。
- ・児童生徒の非難は避ける。

他の児童生徒への指導

実情把握

- ・集団で行われている場合があり、アンケートや個人面談等によって実状を正確に把握するよう努める。

その他

- ・万引きは犯罪であり、非行の入り口であることを理解させるとともに、集団で行われることが多いことから友達から誘われても断る勇気を持たせるよう指導する。
- ・万引きや自転車盗や単車盗は、刑法の「窃盗罪」で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に当たる犯罪であって、「カネを払って返せばいい」では済まないことや商店主等への迷惑等について指導する。

再発防止に向けた取組の例

- 全校児童生徒への指導と現状把握
 - ・集団で計画的に万引きをするケースや万引きをした商品が校内で売買されるケースがあるため、児童生徒の言動に気を配る。
 - ・万引きに対する児童生徒の意識や現状について教職員の共通理解を図る。
- 日常的に保護者との連携強化
 - ・小遣いに見合わない持ち物や金銭を持っていないか。
 - ・買った覚えのない物を持っていないか。
 - ・品物の売買の話をよくしていないか。
- 児童生徒がよく立ち寄るお店等への定期的な巡視活動の実施
- 所轄警察署と協働した非行防止教室の開催
- 教職員の指導力向上のための研修会や事例検討会の実施
- 連絡体制の構築(普段から顔の見える関係を構築する。)
- ・警察やこども家庭相談センター等の関係機関へ定期的に訪問し、協力を要請する。

〈参考〉

被害請求について

- ・万引きをした児童生徒を引き取りに行った際、店から受け取った請求書には、万引きに対応した店員の人件費(時間分)が請求代金に含まれるケースもみられる。

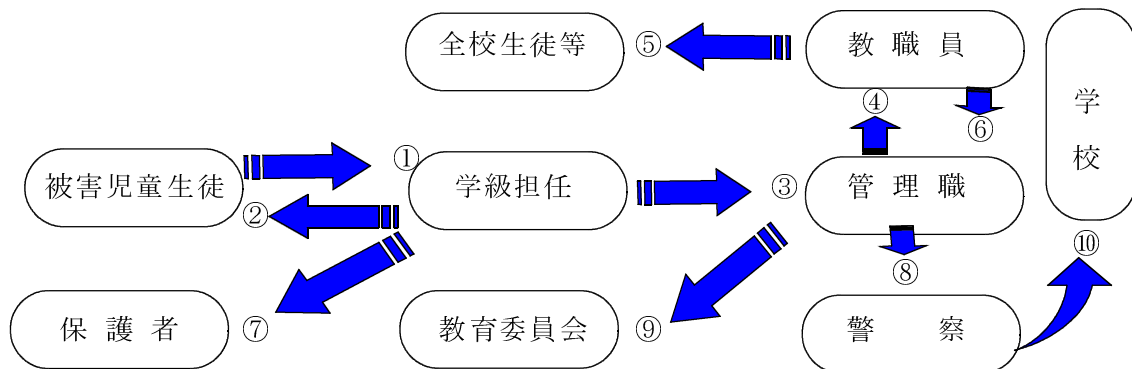
5 校内での盗難

初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職と生徒指導主事（担当者）へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ④ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- ⑤ 「盗難は犯罪行為（窃盗）である」という学校の姿勢を明確にする。
- ⑥ 状況によっては、外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努める。

対応の手順

情報収集と連絡・報告



- ① 被害情報（被害児童生徒を落ち着かせて話しを聞く。）
- ② 被害確認（5W1H【誰が、いつ、どこで、何をどうする、なぜ】について聞く。）
- ③ 管理職への報告（緊急を要する場合は、直接校長に報告する。）
- ④ 教職員への指示（複数の教職員で対応、メモ類・カメラ等により記録する。）
- ⑤ 被害児童生徒や周りの児童生徒から情報を収集（「犯人探し」の印象を与えないようにする。）
- ⑥ 管理職等への報告（情報を一元的に集約し、時系列により記録する。）
- ⑦ 保護者への連絡（盗難の事実等を端的に伝え、警察への「被害申告」の有無について意見を聞く。）
- ⑧ 警察署への通報（学校だけでは対応が困難な場合は、地元の警察署に協力を依頼する。）
- ⑨ 教育委員会への速報（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ⑩ 警察による現場検証（生徒に混乱が生じないように配慮する。）

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。

対応方針の協議

対応チームによる緊急対策会議

- ・ 児童生徒や教職員等から集まった情報の整理
- ・ 被害児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を具体的に検討

緊急職員会議

- ・ 全教職員への周知と共通理解
- ・ 今後の対応策の検討と役割分担

※対応チームは、管理職、学年主任、生徒指導主事（担当者）、学級担任等で編成する。

全校児童生徒への指導

臨時の学級活動、学年集会、全校集会等での指導

- ・ 盗難被害が発生したことの概要説明（被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。）
- ・ 児童生徒に道徳や社会のルール（人の物を盗むことは犯罪である等）についての指導
- ・ 全校児童生徒から情報を収集（秘密の厳守等）
- ・ 憶測や噂話を自重するよう指導（噂話等からいじめに発展する恐れがあるため。）
- ・ 貴重品等の自己管理の徹底（貴重品を持ってこない、持ってきた時のルール等の厳守）
- ・ 被害者の感情を考慮しつつ、児童生徒の自己防衛の重要性を説き、再発防止への意識を高めるための指導

疑わしい児童生徒への対応

個人面談

- ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に行う。

留意点

- ・個人面談の際、保護者への事前承諾を得る。
- ・個人面談を実施する。(定期面談や別の理由で呼び出す等配慮する。)

関係者への対応

被害児童生徒への対応

- ・必要に応じて、教育相談を実施し、心のケアを行う。

被害児童生徒の保護者への対応

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪
- ・盗難にあった状況と学校の対応についての説明(学校の指導体制について説明し、誠意をもって対応する。)
- ・再発防止に向けた具体的な対応策の提示

加害児童生徒への対応

- ・加害児童生徒の情報が、他の児童生徒に伝わらないよう留意する。(情報管理に努め、プライバシーや人権に配慮して対応する。)
- ・生徒指導主事(担当者)等による叱責や説教をする。
- ・自らの行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成させる。
- ・再発防止に向けた指導を実施する。
- ・今後の在り方を共に考え、前向きな生活ができるよう励ましを与える。
- ・児童生徒の心情や人間関係、個別の課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- ・謝罪方法についての話し合いを行う。

加害児童生徒の保護者への対応

概要の説明、今後の対応策の相談

- ① 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に子ども支援に取り組む。
- ② 児童生徒の成長過程でどのように接してきたかを確認し、今後の指導方針や方法を検討する。
- ③ 児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- ④ 必要に応じて、スクールカウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的展望をもって取り組む。

留意事項

- ・共感的理解に基づく指導と支援をする。(心情を理解し、丁寧な聞き取り、相談活動を行う。)
- ・事実の公表については、当該児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・家庭訪問を実施する。(学級担任と管理職等複数で実施する。)
- ・学校が捜査機関ではなく、教育機関であることへの理解を求める。(警察の被害届の提出については、保護者の意向を尊重する。)



再発防止に向けた取組

学校及び教職員

- ・盗難は、外部侵入等の可能性もあることを踏まえ、門扉の施錠や来訪者への声かけ及び巡回体制の見直し等、防犯体制を確認する。
- ・非行防止教室を開催する。

児童生徒

- ・生徒の動向の掌握(計画的な校内巡視体制、遅刻者や早退者の把握、職員室を含めた空き教室の施錠等)に努める。
- ・教育相談体制の充実を図り、児童生徒の悩みなどの心理的な面を相談しやすい環境を作り出す。

関係機関

- ・子ども家庭相談センターや各相談機関との連携を図る。
- ・健全育成や非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- ・保護者が被害届を出すことが明らかな場合は、事前に警察に説明する。